

平成25年度第1回

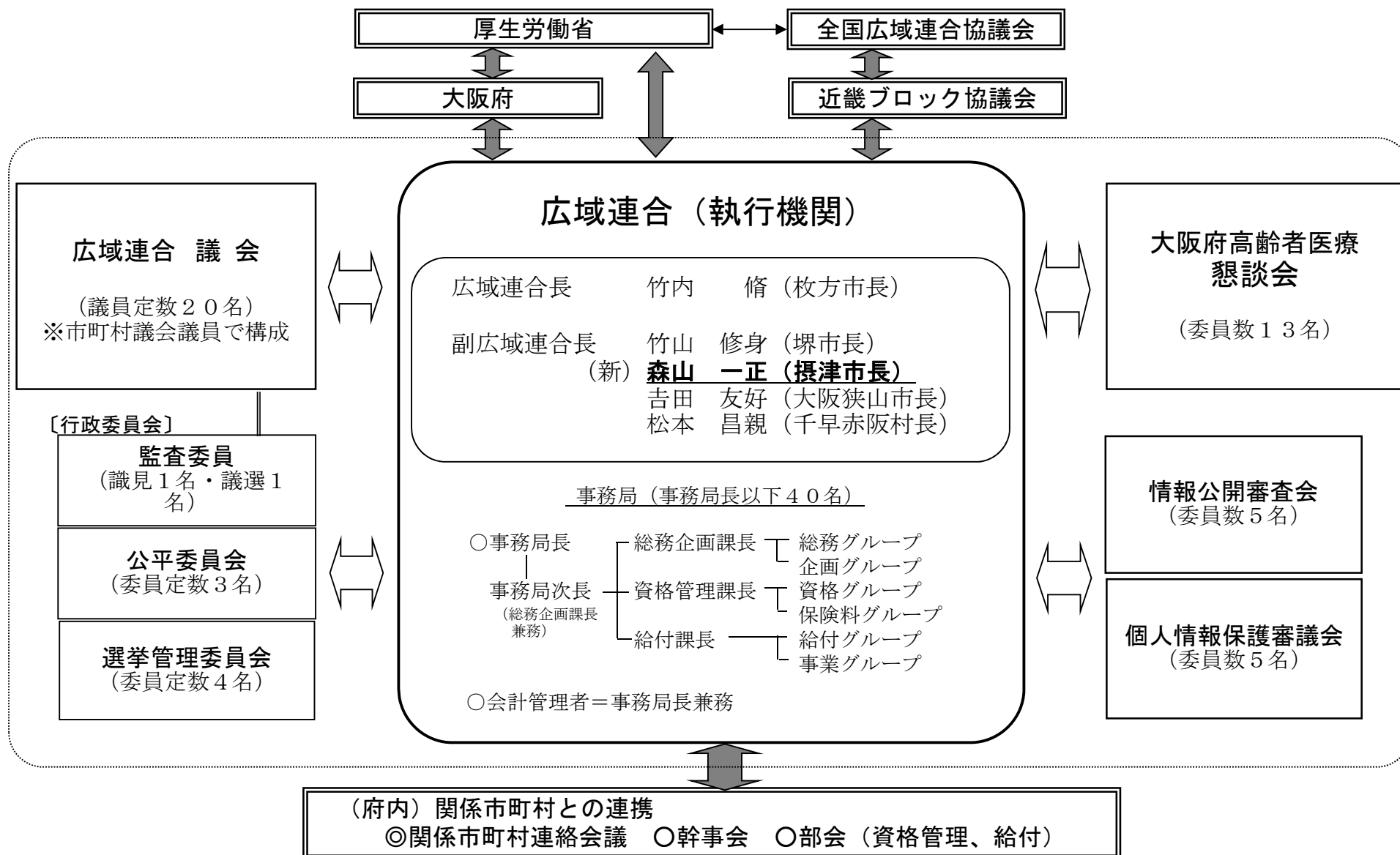
大阪府高齢者医療懇談会《資料》

*** 目 次 ***

(1) 広域連合の新体制について	
○ 広域連合の組織概要	・・・ 1
(2) 制度施行状況について	
○ 被保険者数の推移について	・・・ 2
○ 平成 25 年 4 月末現在の被保険者年齢構成	・・・ 2
○ 所得階層別の被保険者数	・・・ 3
○ 保険料の算定方法と保険料率の推移	・・・ 3
○ 保険料収納率の推移	・・・ 4
○ 市町村別保険料額収納率	・・・ 5
○ 全国の広域連合における保険料収納率の推移	・・・ 6
○ 医療給付費の年度別比較	・・・ 7
○ 1 人当たり医療費の状況【年度別、都道府県別】	・・・ 8
○ 平成 2 4 年度健康診査受診状況	・・・ 9
(3) 平成 2 6 年度・2 7 年度の新保険料率の算定に係るスケジュール(案)	・・・ 1 0
(4) 高齢者医療制度を巡る国の動向	・・・ 1 2
(5) その他	
○ あん摩マッサージ指圧療養費における不正請求について	・・・ 1 4
○ 大阪府における還付金詐欺について	・・・ 1 7

(1) 広域連合の新体制について

○ 大阪府後期高齢者医療広域連合の組織概要



(2) 制度施行状況について

制度施行状況(資格管理課)

○被保険者数の推移について

全被保険者数

(単位:人)

		被保険者数(人)	増減数(対前年)	20年4月との比較(%)
平成20年	4月末	723,702		
平成21年	4月末	755,953	32,251	104.46
平成22年	4月末	790,458	34,505	109.22
平成23年	4月末	828,471	38,013	114.48
平成24年	4月末	864,632	36,161	119.47
平成25年	4月末	902,809	38,177	124.75

(内訳)

(単位:人)

		75歳以上被保険者数		65歳以上75歳未満被保険者数	
		被保険者数	増減数(対前年)	被保険者数	増減数(対前年)
平成20年	4月末	695,662		28,040	
平成21年	4月末	729,678	34,016	26,275	-1,765
平成22年	4月末	766,049	36,371	24,409	-1,866
平成23年	4月末	806,232	40,183	22,239	-2,170
平成24年	4月末	844,149	37,917	20,483	-1,756
平成25年	4月末	883,664	39,515	19,145	-1,338

○平成25年4月末現在の被保険者年齢構成

年齢階層別	被保険者数(人)	構成比(%)
65歳～69歳	6,326	0.70
70歳～74歳	12,819	1.42
小計(65歳～74歳)	19,145	2.12
75歳～79歳	400,549	44.37
80歳～84歳	263,974	29.24
85歳～89歳	141,799	15.71
90歳～94歳	58,085	6.43
95歳～99歳	16,510	1.83
100歳～	2,747	0.30
小計(75歳～)	883,664	97.88
合計	902,809	100.00

平均年齢	81.30	歳
------	-------	---

平均年齢は、各年齢階層の中間年齢(100歳～は、102歳)に各被保険者数を乗じた数値の和を被保険者総数で除したものの。

○所得階層別の被保険者数

(平成24年9月末現在)

所得額	被保険者数(人)	構成割合
所得なし	461,289	52.61%
30万円未満	60,206	6.87%
30万円以上 50万円未満	34,801	3.97%
50万円以上 100万円未満	67,376	7.68%
100万円以上 150万円未満	73,665	8.40%
150万円以上 200万円未満	70,309	8.02%
200万円以上 250万円未満	43,219	4.93%
250万円以上 300万円未満	15,320	1.75%
300万円以上 400万円未満	14,612	1.67%
400万円以上 500万円未満	7,472	0.85%
500万円以上 700万円未満	7,147	0.82%
700万円以上1000万円未満	5,340	0.61%
1000万円以上	8,302	0.95%
所得不詳	7,826	0.89%
合計	876,884	100%

均等割額のみ賦課
(被保険者の約6割)

均等割額及び所得割額
を賦課
(被保険者の約4割)

※所得は、収入から各種所得控除後の所得（基礎控除前）。

(例) 年金収入のみで、年収が120万円以下の場合（公的年金等控除額120万円） → 「所得なし」

※厚生労働省「平成24年度 後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告」から抜粋。

○保険料の算定方法と保険料率の推移

◆保険料の算定方法

$$\text{保険料 (年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額 (注1)}$$

(注1) 賦課のもととなる所得金額（所得の合計－基礎控除額） × 所得割率

◆保険料率の推移

年度	均等割額(年額)	所得割率	年間限度額
平成20・21年度	47,415円	8.68%	50万円
平成22・23年度	49,036円	9.34%	50万円
平成24・25年度	51,828円	10.17%	55万円

【均等割額の軽減措置等（世帯の所得水準に応じて軽減）】

軽減割合	軽減後の均等割額(平成24・25年度)		適用人員	被保険者に占める割合
	年額	月額		
9割	5,182円	432円	280,603人	31.84%
8.5割	7,774円	648円	137,627人	15.62%
5割	25,914円	2,160円	17,620人	2.00%
2割	41,462円	3,455円	63,308人	7.18%
合計			499,158人	56.65%

※適用人員は平成24年度の保険料年次賦課時の人員。

※9割軽減には被扶養者であった被保険者にかかる均等割額の軽減も含む。

※別途、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の場合、所得割額を一律5割軽減。

(要件)

軽減割合	軽減判定基準
9割	8.5割軽減世帯に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき（ただし、公的年金等控除額は80万円として計算） 後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方 ※当該軽減の他、所得割は賦課されません
8.5割	世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が基礎控除額（33万円）を超えないとき
5割	世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が【基礎控除額（33万円）+24.5万円×被保険者の数（被保険者である世帯主を除く）】を超えないとき
2割	世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が【基礎控除額（33万円）+35万円×被保険者の数】を超えないとき

○保険料収納率の推移

年 度	保険料収納率	増減数(対前年度)
平成20年度	98.40%	
平成21年度	98.56%	0.16%
平成22年度	98.78%	0.22%
平成23年度	98.93%	0.15%
平成24年度	98.93%	0.00%

(調定額と収納額)

(単位：円)

年 度	調定額	収納額
平成20年度	58,739,480,623	57,799,571,781
平成21年度	60,171,938,720	59,304,409,186
平成22年度	64,561,650,168	63,776,952,143
平成23年度	66,819,810,683	66,104,658,476
平成24年度	74,371,811,609	73,572,718,301

※平成24年度の保険料収納率等はいずれも速報値。

市町村別保険料収納率

	平成23年度			平成24年度		
	調定額(円)	収納額(円)	収納率	調定額(円)	収納額(円)	収納率
大阪市	18,321,763,278	18,045,829,559	98.49%	19,993,157,665	19,690,889,701	98.49%
堺市	6,389,065,932	6,343,058,457	99.28%	7,173,591,636	7,121,684,703	99.28%
岸和田市	1,435,306,776	1,422,048,758	99.08%	1,584,228,148	1,568,658,423	99.02%
豊中市	3,657,987,558	3,618,912,654	98.93%	4,074,296,954	4,029,247,943	98.89%
池田市	1,088,735,319	1,078,858,057	99.09%	1,226,937,302	1,213,676,094	98.92%
吹田市	3,076,121,669	3,047,972,013	99.08%	3,432,951,991	3,398,764,239	99.00%
泉大津市	480,062,323	476,775,130	99.32%	530,013,793	526,036,425	99.25%
高槻市	3,406,041,538	3,381,470,258	99.28%	3,833,405,414	3,807,649,734	99.33%
貝塚市	585,217,791	580,280,159	99.16%	650,108,130	646,496,517	99.44%
守口市	983,035,123	968,389,920	98.51%	1,085,558,662	1,070,598,368	98.62%
枚方市	3,287,632,002	3,256,523,237	99.05%	3,703,637,101	3,669,379,967	99.08%
茨木市	2,184,100,004	2,172,414,602	99.46%	2,467,742,051	2,457,837,224	99.60%
八尾市	2,125,576,157	2,106,484,283	99.10%	2,379,672,080	2,355,018,519	98.96%
泉佐野市	669,368,093	665,140,994	99.37%	735,338,574	730,552,604	99.35%
富田林市	1,018,785,967	1,009,955,615	99.13%	1,130,659,459	1,122,669,230	99.29%
寝屋川市	1,724,061,412	1,707,179,290	99.02%	1,950,001,333	1,930,149,636	98.98%
河内長野市	1,107,686,830	1,103,338,434	99.61%	1,249,677,887	1,243,371,952	99.50%
松原市	889,293,306	885,068,812	99.52%	989,100,778	984,824,839	99.57%
大東市	765,317,187	754,227,029	98.55%	866,675,502	852,195,324	98.33%
和泉市	1,034,203,133	1,029,104,635	99.51%	1,162,501,700	1,155,875,623	99.43%
箕面市	1,278,998,922	1,265,760,265	98.96%	1,434,665,686	1,420,691,081	99.03%
柏原市	506,010,899	499,935,428	98.80%	563,775,082	558,289,790	99.03%
羽曳野市	981,936,970	973,847,049	99.18%	1,076,306,378	1,068,309,792	99.26%
門真市	784,595,238	772,667,200	98.48%	877,306,720	867,013,813	98.83%
摂津市	560,337,567	555,446,411	99.13%	641,768,927	637,702,646	99.37%
高石市	518,991,894	516,469,804	99.51%	579,598,136	575,980,381	99.38%
藤井寺市	579,674,382	575,082,325	99.21%	640,108,581	635,369,620	99.26%
東大阪市	3,503,501,062	3,442,960,210	98.27%	3,935,414,921	3,860,663,232	98.10%
泉南市	418,660,979	415,422,964	99.23%	462,060,627	457,597,118	99.03%
四條畷市	351,387,107	348,502,044	99.18%	410,127,352	406,633,070	99.15%
交野市	633,464,413	627,945,994	99.13%	742,438,761	736,879,600	99.25%
大阪狭山市	540,418,993	534,666,494	98.94%	607,886,304	601,616,024	98.97%
阪南市	392,592,307	391,051,510	99.61%	443,926,682	442,574,964	99.70%
島本町	265,557,692	263,914,455	99.38%	299,305,270	296,561,070	99.08%
豊能町	245,504,932	244,174,965	99.46%	288,244,174	286,340,369	99.34%
能勢町	97,696,849	96,867,099	99.15%	103,254,389	102,509,407	99.28%
忠岡町	134,693,441	133,742,004	99.29%	148,813,789	147,834,196	99.34%
熊取町	275,618,371	274,592,313	99.63%	315,725,929	314,669,163	99.67%
田尻町	55,765,246	55,392,265	99.33%	60,211,781	60,147,043	99.89%
岬町	170,504,937	170,017,132	99.71%	185,481,732	185,020,361	99.75%
太子町	101,529,663	100,821,745	99.30%	115,492,629	114,557,259	99.19%
河南町	143,231,557	142,571,040	99.54%	165,183,443	164,811,081	99.77%
千早赤阪村	49,775,864	49,775,864	100.00%	55,458,156	55,370,156	99.84%
合計	66,819,810,683	66,104,658,476	98.93%	74,371,811,609	73,572,718,301	98.93%

注:収納率は小数点第3位を四捨五入。

全国の広域連合における保険料収納率の推移(平成20年度～23年度)

No.	広域連合	平成20年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度		
		収納率(%)	収納率(%)	対前年度比	収納率(%)	対前年度比	収納率(%)	対前年度比	順位
1	北海道	98.90	99.09	0.19	99.21	0.12	99.28	0.07	29
2	青森県	98.84	99.06	0.22	99.07	0.01	99.22	0.15	34
3	岩手県	99.21	99.33	0.12	99.34	0.01	99.27	-0.07	30
4	宮城県	98.63	98.96	0.33	98.20	-0.76	98.94	0.74	44
5	秋田県	99.16	99.34	0.18	99.37	0.03	99.44	0.07	14
6	山形県	99.36	99.42	0.06	99.47	0.05	99.58	0.11	4
7	福島県	98.86	99.07	0.21	99.10	0.03	99.32	0.22	25
8	茨城県	98.82	99.03	0.21	99.08	0.05	99.19	0.11	36
9	栃木県	98.82	99.05	0.23	99.16	0.11	99.22	0.06	35
10	群馬県	99.19	99.16	-0.03	99.42	0.26	99.45	0.03	13
11	埼玉県	98.63	98.95	0.32	99.12	0.17	99.18	0.06	38
12	千葉県	98.73	98.90	0.17	98.96	0.06	99.09	0.13	42
13	東京都	97.85	98.55	0.70	98.66	0.11	98.77	0.11	46
14	神奈川県	98.76	98.96	0.20	99.06	0.10	99.16	0.10	39
15	新潟県	99.35	99.45	0.10	99.49	0.04	99.59	0.10	3
16	富山県	99.08	99.24	0.16	99.37	0.13	99.46	0.09	12
17	石川県	99.28	99.39	0.11	99.48	0.09	99.50	0.02	9
18	福井県	98.90	99.22	0.32	99.35	0.13	99.36	0.01	19
19	山梨県	98.62	99.00	0.38	99.21	0.21	99.25	0.04	32
20	長野県	99.32	99.40	0.08	99.47	0.07	99.49	0.02	10
21	岐阜県	99.19	99.34	0.15	99.40	0.06	99.52	0.12	7
22	静岡県	98.71	98.86	0.15	99.07	0.21	99.19	0.12	37
23	愛知県	99.12	99.26	0.14	99.40	0.14	99.48	0.08	11
24	三重県	98.91	99.08	0.17	99.30	0.22	99.37	0.07	18
25	滋賀県	99.41	99.49	0.08	99.59	0.10	99.60	0.01	2
26	京都府	98.98	99.00	0.02	99.14	0.14	99.14	0.00	40
27	大阪府	98.40	98.56	0.16	98.78	0.22	98.93	0.15	45
28	兵庫県	98.87	99.07	0.20	99.21	0.14	99.27	0.06	31
29	奈良県	98.96	99.25	0.29	99.32	0.07	99.33	0.01	22
30	和歌山県	98.70	99.02	0.32	99.16	0.14	99.33	0.17	23
31	鳥取県	99.29	99.49	0.20	99.48	-0.01	99.50	0.02	8
32	島根県	99.64	99.62	-0.02	99.67	0.05	99.66	-0.01	1
33	岡山県	99.02	99.15	0.13	99.24	0.09	99.35	0.11	20
34	広島県	99.18	99.33	0.15	99.36	0.03	99.38	0.02	17
35	山口県	98.99	99.26	0.27	99.49	0.23	99.54	0.05	6
36	徳島県	98.71	99.04	0.33	99.27	0.23	99.30	0.03	27
37	香川県	99.30	99.35	0.05	99.37	0.02	99.39	0.02	16
38	愛媛県	99.08	99.31	0.23	99.37	0.06	99.43	0.06	15
39	高知県	98.88	99.00	0.12	99.06	0.06	99.09	0.03	41
40	福岡県	98.61	98.80	0.19	99.00	0.20	99.07	0.07	43
41	佐賀県	99.07	99.36	0.29	99.50	0.14	99.55	0.05	5
42	長崎県	99.17	99.20	0.03	99.29	0.09	99.30	0.01	26
43	熊本県	98.83	99.09	0.26	99.26	0.17	99.30	0.04	28
44	大分県	98.97	99.09	0.12	99.22	0.13	99.33	0.11	21
45	宮崎県	98.70	99.09	0.39	99.16	0.07	99.25	0.09	33
46	鹿児島県	99.02	99.21	0.19	99.30	0.09	99.32	0.02	24
47	沖縄県	96.33	97.63	1.30	98.01	0.38	98.21	0.20	47
	全国平均	98.75	99.00	0.25	99.10	0.10	99.20	0.10	—

※平成25年1月31日付、厚生労働省公表数値(平成23年度は速報値)により作成。

制度施行状況(給付課)

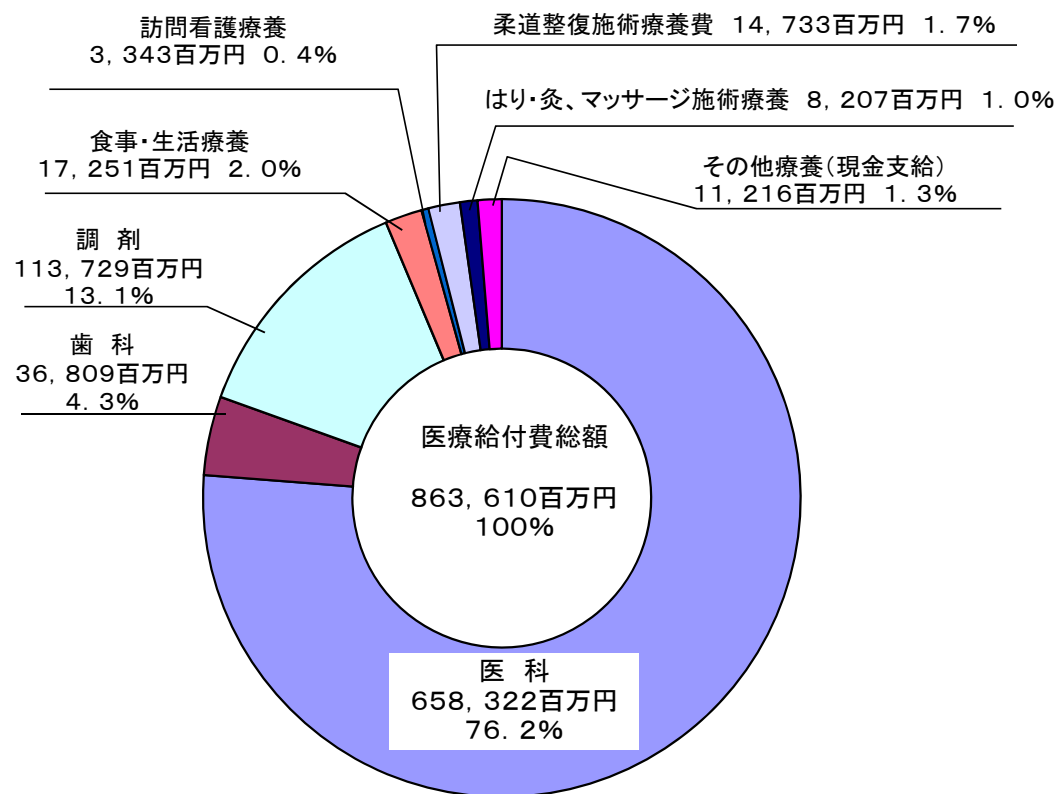
医療給付費の年度別比較

	平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成24年度(決見)
医療給付費	780,379,964,244 円	828,839,568,193 円	863,609,610,834 円
増減	—	48,459,603,949 円	34,770,042,641 円
対前年比	—	106.2 %	104.2 %
被保険者数平均 (3月～2月)	801,544 人	839,210 人	876,719 人
増減	—	37,666 人	37,509 人
1人当り給付費	973,596 円	987,643 円	985,047 円
増減	—	14,047 円	-2,596 円
対前年比	—	101.4 %	99.7 %

注

- ・平成21年度から高額介護合算が実施。
- ・医療給付費は、保険給付費から審査支払手数料、葬祭費を除いたもの。

平成24年度医療給付費内訳(見込)



※3月から2月診療分の12ヶ月

1人当り給付額 985,047円

1人あたり医療費の状況【年度別、都道府県別】

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	順位	実額 (円)	順位	実額 (円)	順位	実額 (円)
全国計		882,118		904,795		918,206
北海道	2	1,056,490	3	1,070,441	3	1,087,294
青森	38	780,602	40	789,354	38	807,681
岩手	46	724,909	47	730,269	47	737,683
宮城	34	801,061	35	819,140	36	810,578
秋田	36	787,152	39	795,093	41	793,485
山形	41	766,760	42	782,384	43	788,706
福島	32	811,978	32	825,625	34	830,711
茨城	39	779,368	37	803,363	37	808,846
栃木	40	769,484	38	798,162	39	804,754
群馬	35	798,059	33	820,857	33	834,709
埼玉	31	818,223	31	836,062	31	843,396
千葉	43	764,559	43	777,734	42	789,304
東京	24	863,525	24	887,826	24	903,978
神奈川	30	820,437	30	839,844	30	853,262
新潟	47	721,583	46	733,880	46	741,816
富山	29	821,596	29	845,907	28	857,944
石川	14	950,649	14	976,573	14	990,719
福井	26	849,858	26	877,060	26	891,328
山梨	37	785,194	36	810,619	35	830,148
長野	45	745,111	44	770,560	44	783,039
岐阜	33	801,785	34	820,854	32	840,176
静岡	44	748,324	45	767,965	45	780,182
愛知	19	886,633	19	911,995	19	923,346
三重	42	765,656	41	783,296	40	796,158
滋賀	25	854,763	23	889,512	25	901,985
京都	13	954,323	13	979,657	13	993,092
大阪	4	1,031,415	4	1,058,790	4	1,072,874
兵庫	17	914,737	15	945,142	16	961,682
奈良	21	871,740	21	893,803	21	909,470
和歌山	23	867,755	22	891,878	23	905,632
鳥取	28	821,824	27	857,068	29	855,998
島根	27	822,881	28	848,788	27	863,086
岡山	15	918,570	16	940,887	17	952,344
広島	5	1,018,406	5	1,045,569	6	1,054,553
山口	11	959,920	11	989,205	10	1,010,901
徳島	16	916,998	17	938,358	15	967,553
香川	18	910,746	18	935,772	18	949,434
愛媛	20	875,246	20	903,376	20	921,287
高知	3	1,051,268	2	1,084,142	2	1,097,913
福岡	1	1,113,796	1	1,146,623	1	1,168,072
佐賀	8	972,396	8	1,012,611	7	1,038,713
長崎	6	1,015,122	6	1,041,832	5	1,065,106
熊本	12	958,548	12	988,639	11	1,007,031
大分	10	963,905	10	991,247	9	1,011,544
宮崎	22	868,040	25	884,568	22	909,046
鹿児島	7	988,606	7	1,015,623	8	1,033,579
沖縄	9	970,455	9	992,184	12	1,006,300

- (注) 1. 厚生労働省『「後期高齢者医療事業状況報告」(年報：確報)平成23年度版』より抜粋。
 2. 「年度」は「3月から2月診療分の12ヶ月」。
 3. 「一人あたり医療費」は当該年度の医療費を、当該年度の平均被保険者数で除したものの。
 4. 各年度の「実額」は円未満四捨五入。
 5. 平成23年度は、東日本大震災に係る医療費等(概算請求支払分及び保険者不明医療費分)を含まない。

平成24年度健康診査受診状況

No.	市町村名	被保険者数	個別健診	集団健診	人間ドック	合計	受診率	◎参考 平成23年度 受診率
1	大阪市	268,779	31,521	1,489	900	33,910	12.62%	12.39%
2	堺市	81,922	14,735	0	664	15,399	18.80%	18.58%
3	岸和田市	20,474	3,240	0	82	3,322	16.23%	17.06%
4	豊中市	38,677	8,952	394	392	9,738	25.18%	25.12%
5	池田市	11,004	5,485	0	43	5,528	50.24%	51.73%
6	吹田市	32,309	12,288	0	144	12,432	38.48%	38.08%
7	泉大津市	7,040	1,607	0	27	1,634	23.21%	25.02%
8	高槻市	36,498	10,314	0	337	10,651	29.18%	27.82%
9	貝塚市	8,979	1,897	0	17	1,914	21.32%	19.08%
10	守口市	14,990	879	1,751	20	2,650	17.68%	17.28%
11	枚方市	35,924	6,415	0	237	6,652	18.52%	18.24%
12	茨木市	22,785	5,755	382	62	6,199	27.21%	26.27%
13	八尾市	26,867	4,788	405	189	5,382	20.03%	19.76%
14	泉佐野市	10,339	1,811	2	42	1,855	17.94%	17.87%
15	富田林市	12,400	3,824	0	143	3,967	31.99%	32.93%
16	寝屋川市	21,859	7,083	0	103	7,186	32.87%	34.18%
17	河内長野市	12,842	3,615	0	59	3,674	28.61%	28.72%
18	松原市	12,582	2,150	0	65	2,215	17.60%	18.14%
19	大東市	10,721	2,603	0	56	2,659	24.80%	25.63%
20	和泉市	14,900	3,918	0	91	4,009	26.91%	26.67%
21	箕面市	12,006	3,272	0	330	3,602	30.00%	30.88%
22	柏原市	7,101	1,687	0	118	1,805	25.42%	24.64%
23	羽曳野市	12,287	3,475	0	129	3,604	29.33%	26.92%
24	門真市	11,080	2,833	0	19	2,852	25.74%	25.80%
25	摂津市	6,613	731	456	9	1,196	18.09%	18.23%
26	高石市	6,354	1,070	0	44	1,114	17.53%	19.43%
27	藤井寺市	6,871	2,051	0	44	2,095	30.49%	29.52%
28	東大阪市	47,486	8,149	0	172	8,321	17.52%	17.46%
29	泉南市	6,283	1,165	0	100	1,265	20.13%	18.25%
30	四條畷市	4,588	828	0	23	851	18.55%	19.48%
31	交野市	6,998	985	0	66	1,051	15.02%	16.78%
32	大阪狭山市	5,517	1,309	0	40	1,349	24.45%	23.67%
33	阪南市	5,793	773	0	21	794	13.71%	13.96%
34	島本町	2,930	476	0	13	489	16.69%	16.16%
35	豊能町	2,734	1,247	0	57	1,304	47.70%	46.69%
36	能勢町	1,760	90	322	4	416	23.64%	24.71%
37	忠岡町	2,006	269	0	3	272	13.56%	16.20%
38	熊取町	3,718	503	0	48	551	14.82%	14.83%
39	田尻町	873	169	0	0	169	19.36%	21.26%
40	岬町	2,568	274	53	9	336	13.08%	12.17%
41	太子町	1,408	321	0	16	337	23.93%	25.66%
42	河南町	2,048	272	207	22	501	24.46%	27.22%
43	千早赤阪村	913	225	0	10	235	25.74%	29.29%
合計		861,826	165,054	5,461	4,970	175,485	20.36%	20.19%

※被保険者数は平成24年4月1日現在

(3) 平成26年度・27年度の新保険料率の
算定に係るスケジュール(案)

平成26・27年度の新保険料率の算定に係るスケジュール（案）

年	月	大阪府広域連合	国（厚生労働省）
25	9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新保険料率の暫定試算を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新保険料率の算定に使用する暫定数値の提示 【提示数値】 ・ 医療給付費の伸び率の見込み ・ 被保険者数の伸び率の見込み ・ 後期高齢者負担率の見込値 等
	10		
	11	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新保険料率の暫定試算結果等を国に報告 【報告項目】 ・ 新保険料率 ・ 新保険料率を基に算出した賦課合計額 ・ 被保険者数の見込数 ・ 医療給付費の見込額 等 ○ 広域連合議会の開催（決算） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域連合から提示された数値を基に、改定前後の保険料額を比較 （全国規模・広域連合単位）
	12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新保険料率の試算 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期財政運営期間における後期高齢者負担率を定める政令の制定 ○ 診療報酬改定率の決定 ○ 平成26年度当初予算案閣議決定 ○ 平成26年度当初予算案を踏まえた新保険料率の算定に使用する確定数値の提示
26	1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者医療懇談会の開催 ○ 新保険料率の試算結果を国へ報告 ○ 平成26年度当初予算案編成 	
	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域連合議会の開催（当初予算案の議決・条例改正） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全広域連合における新保険料率に係る条例改正後 ・ 広域連合ごとの新保険料率 ・ 保険料の一人当たり平均額 ・ モデル世帯での保険料負担額等を公表
	3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報誌等において新保険料率に係る広報を実施 	

※前回の保険料改定にかかるスケジュールを参考に作成。

(参考)

保険料 (平成20・21年度)

保険料 (年額)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 47,415円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 8.68%
-------------	---	----------------------------------	---	-------------------------------------

年間限度額
500,000円

保険料 (平成22・23年度)

保険料 (年額)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 49,036円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 9.34%
-------------	---	----------------------------------	---	-------------------------------------

年間限度額
500,000円

保険料 (平成24・25年度)

保険料 (年額)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 51,828円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 10.17%
-------------	---	----------------------------------	---	--------------------------------------

年間限度額
550,000円

(4) 高齢者医療制度を巡る国の動向

○高齢者医療制度を巡る国の動向

▶ 社会保障制度改革国民会議について

1 経 過

平成 24 年 8 月に成立した、社会保障制度改革推進法に基づき、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に「社会保障制度改革国民会議」が設置され、計 20 回にわたり会議が行われ、平成 25 年 8 月 6 日、報告書がとりまとめられた。

2 開催状況

平成 24 年 11 月 30 日（第 1 回）～平成 25 年 8 月 5 日（第 20 回）

平成 25 年 8 月 6 日 報告書とりまとめ

3 報告書における後期高齢者医療制度への言及

「後期高齢者医療制度については、創設から既に 5 年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面総報酬割の導入を始め、必要な改善を行っていくことが適当である。」

4 その他、報告書概要（裏面のとおり）

▶ 社会保障プログラム法案の骨子（平成 25 年 8 月 21 日閣議決定）と今後の動き

国民会議の最終報告書を踏まえて、社会保障制度改革の道筋を示すプログラム法案の骨子が閣議決定された。秋の臨時国会に法案が提出される予定。

実際の社会保障制度変更に必要な各法案は、このプログラム法案で定めたスケジュールに従い提出される。

※ 骨子の概要（医療関係）

- ・ 70～74 歳の医療費窓口負担を 2 割に引き上げ（H26 年度以降段階的实施）
- ・ 高所得者の高額療養費負担上限引き上げ（H26 年度にも実施）
- ・ 大企業健保の負担増（総報酬割の導入）（H29 年度までに実施）
- ・ 高所得者の医療保険料引き上げ（ 〃 ）
- ・ 国保運営の都道府県移管（ 〃 ）

社会保障制度改革国民会議報告書（平成 25 年 8 月 6 日）

（※関係部分抜粋）

3 社会保障制度改革の方向性（※中略あり）

（1）「1970 年代モデル」から「21 世紀（2025 年）日本モデル」へ

1990 年代以降の国内外の社会経済状況の変化の中で、これまでの社会保障が前提としていた日本の社会経済構造は大きく変化してきている。

まず、日本の人口構成は他国に類を見ないスピードで少子高齢化が進んでおり、2025（平成 37）年には、いわゆる「団塊の世代」がすべて 75 歳以上となり、高齢者の中でより高齢の者が増える超高齢社会になっていく。

また、社会保障支出が増える中、支え手である生産年齢人口は少なくなっていく、一方で、核家族化の進行や高齢世帯の増加、さらには夫婦共働きの増加により、家族や親族の支え合いの機能が希薄化し、また、都市化に伴う生活様式の全国的な浸透や人口の減少により、地域の支え合いの機能も低下していくことを免れない。

こうした社会経済状況の変化を踏まえ、日本の社会保障制度を「1970 年代モデル」から「21 世紀（2025 年）日本モデル」に再構築して、国民生活の安心を確保していくことが、喫緊の課題となっている。

こうした社会保障制度の再編・再構築とは、日本の社会保障制度の持つ長所はそのまま生かし、時代に合わなくなった点を見直すことで、これまで以上に良い制度を後代に引き継ぐためのものであり、真に必要な改革を着実に行うことが必要である。

（2）すべての世代を対象とし、すべての世代が相互に支え合う仕組み

上述のように、「21 世紀型（2025 年）日本モデル」の社会保障では、主として高齢者世代を給付の対象とする社会保障から、切れ目なく全世代を対象とする社会保障への転換を目指すべきである。

その際、全世代型の社会保障への転換は、世代間の財源の取り合いをするのではなく、それぞれ必要な財源を確保することによって達成を図っていく必要がある。

また、世代間の公平だけではなく、世代内の公平も重要であり、特に他の年代と比較して格差の大きい高齢者については、一律横並びに対応するのではなく、負担能力に応じて社会保障財源に貢献してもらうことが必要である。

このような観点から、これまでの「年齢別」から「負担能力別」に負担の在り方を切り替え、社会保障・税番号制度も活用し、資産を含め負担能力に応じて負担する仕組みとしていくべきである。

(5) その他

報道機関各位

大阪府後期高齢者医療広域連合
和歌山県後期高齢者医療広域連合
岡山県後期高齢者医療広域連合

あん摩マッサージ指圧療養費不正請求に係る共同調査について

標記の件について、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本件不正請求に関する概要

概要：大阪市内に本部を置く訪問マッサージフランチャイズチェーン加盟店各店が行った施術に係る療養費支給申請書において不正請求が発覚し、各加盟店開設者及びFC本部代表者から事情を聞いたところ、FC本部より不正請求につながり得る内容の指導があったことが認められた。

不正請求内容：施術回数の水増し、往療料の水増し、温罨法料の架空加算、同意記録欄虚偽記載など

返還請求額：3広域分合計 38,748,936円

返還請求内訳：大阪府後期高齢者医療広域連合 / 9,601,838円（6,101,838円）

和歌山県後期高齢者医療広域連合 / 20,644,833円（13,144,833円）

岡山県後期高齢者医療広域連合 / 8,502,265円（5,402,265円）

※括弧内は既返還分を除いた残額

対象施術所：大阪府下 / 直営店1店、FC加盟店3店

和歌山県下 / FC加盟店2店

岡山県下 / FC加盟店1店

備考：本件においては、羽曳野市国民健康保険においても同様の不正請求が発覚していたため、広域連合の共同調査に足並みを揃えて対応し、2,405,270円（1,505,270円 ※残額）を返還請求している。

既返還額は4保険者分合計で1,500万円。

2. 共同調査に至った経緯

被保険者から療養費の請求内容に疑義があるとの情報が寄せられたため、和歌山県後期高齢者医療広域連合が被保険者調査等を実施したところ、療養費を不正に請求している疑義が濃厚となったため、各広域連合に共同調査を呼びかけ、FC本部代表者に対して共同で事情聴取を実施するなどした。

3. 確認された不正請求内容等

(1) 施術回数の水増し

当該F Cチェーンでは、各加盟店からの申告（日報）に基づき本部が療養費支給申請書を作成していたが、研修時に「施術時間は20分が1セットであるので、患者の希望により40分施術をした場合は2日分を1日に行ったこととして、保険者への請求は2日に分けて行う。」などとして、不正な申告につながり得る内容の指導を行っており、事実として施術回数の水増しが確認された。

(2) 往療料の水増し

往療料をより高く算定するため、「距離が長くなるように訪問した順番を操作する」、「同じ施設内に複数の患者がいる場合は、別々の施術師が施術を行ったようにするか、別々の日に施術を行ったようにする」などとして、不正な申告につながり得る内容の指導を行っており、事実として往療料の水増しが確認された。

(3) 温罨法料の架空加算

施術前にホットパック等の器具を用いて患部を温める温罨法について、「準備だけしておいて、マッサージ施術の施術料とセットで日報に○印を付けて良い」などとして、不正な申告につながり得る内容の指導を行っており、事実として温罨法料の架空加算が確認された。

(4) その他

概ね3カ月毎に必要となる医師の再同意については、FC本部は各加盟店から医師に対し再同意の依頼をするよう指導していたが、実際に再同意が得られたかどうかを確認せず、自動的に有効期限内となる再同意年月日を同意記録欄に記載し、療養費支給申請書を作成するなどしていた。

4. 保険者としての対応

平成25年5月24日、既返還分を除いた残額について、3広域共にFC本部を債務者とした債務承認・弁済契約公正証書を作成している。

平成25年6月1日付でF C本部代表者及び各加盟店開設者を代理受領取扱中止の対応とする予定。刑事告訴については弁護士と協議中。

5. 制度運用の考え方

療養費の支給は原則償還払いの取扱いですが、各広域連合においては、患者等の負担軽減と利便性の向上のため、施術を受けた際には施術所に一部負担金のみを支払い、事後に療養費支給申請書の発送等の手続き及び給付金の受領を施術所に委任するという、いわゆる代理受領による委任払いにも対応しています。

「不正請求本部が指南」

医療連合指摘 訪問マッサージ水増し

訪問マッサージ店を巡る療養費不正請求問題で、全国チェーンを展開する大阪府淀川区の会社が、不正につながる手法を加盟店に指導していた疑いのあることが、大阪、和歌山、岡山3府県の後期高齢者医療広域連合の調査でわかった。3広域連合は27日、3府県の7店で約1200件の不正があったと発表した。

発表によると、マッサージ療養費の不正請求は2011年4月〜今年2月、大阪府の加盟店3店と直営店で534件（約960万円）、和歌山県の加盟店2店で553件（約2060万円）、岡山県の加盟店1

店で119件（約850万円）あった。広域連合は同社に不正受給額約3870万円の返還を求めている。

広域連合の共同調査によると、加盟店オーナーへの研修で、同社社長らが「施術は20分が1セットなので、40分した場合の請求は2日に分ける」などと施術回数の水増しにつながるような説明をしていたという。加盟店6店は実際にこうした手口で水増し請求をしていた。広域連合の担当者「本部が加盟店に不正請求の方法を指南していたことは懸念だ」と述べ、刑事告訴も検討するという。

関西地方の加盟店の元経

営者の男性は、朝日新聞の取材に「不正の手口は研修や電話で社長から聞いた」と話している。

同社の社長は朝日新聞の取材に「他社であった不正を説明したことはあるが、加盟店がみんな不正をやっているかと言えはやっていない。誤解を招いたなら申し訳ない」と話した。

ホームページによると、同社はフランチャイズ契約を結んだ68店と直営店1店を展開。健康保険が適用される施術で患者が原則75歳以上の場合、都道府県ごとに設立される後期高齢者医療広域連合に対し、患者の代わりに療養費を請求して受け取る「代理受領」の手続きをしていた。また、大阪府内の加盟店3店が国民健康保険でも不正請求をしていたとして、大阪府羽曳野市が同社に対し109件、約240万円の療養費の不正請求を指摘していたことわかった。（遠藤雄司）

5/27 '13 a (7)

平成 25 年 5 月 27 日
朝日新聞 (夕刊)



平成 25 年 5 月 27 日
読売新聞 (夕刊)



療養費 3870万円 不正請求

大阪の訪問マッサージ会社

大阪、和歌山、岡山の3府県の後期高齢者医療広域連合は27日、大阪市の訪問マッサージ会社が約1200件、約3870万円の療養費の不正請求をしていた、と発表した。同社は患者の代わりに療養費を請求する方法を悪用し、施術回数などを水増ししていた。

3広域連合はそれぞれ、3府県警に詐欺容疑で刑事告訴することを検討している。

3広域連合によると、同社は全国で79店舗（昨年11月時点）を運営。「あん摩

大阪、和歌山、岡山の3府県の後期高齢者医療広域連合は27日、大阪市の訪問マッサージ会社が約1200件、約3870万円の療養費の不正請求をしていた、と発表した。同社は患者の代わりに療養費を請求する方法を悪用し、施術回数などを水増ししていた。同社は加盟店に対し、研修時に「裏技、オフレコですが」などと言い、施術日数や訪問回数を水増しする手口を指南。同社社長は調査に対し、不正を認め、返還する意向を示しているという。

5/27 '13 4 (7)

○ 平成25年度 大阪府における還付金詐欺について

1 大阪府下における振り込み詐欺の発生状況（暫定値）

大阪府下の特殊詐欺（振り込み詐欺及び振り込み類似詐欺）認知件数と被害金額

認知件数		H25 (1-8月)	H24 (1-8月)	増減		
				件数	増減率	
特 殊 詐 欺		787	330	457	138%	
	振り 込 め 詐 欺		645	202	443	219%
		オレオレ	121	105	16	15%
		架空請求	73	44	29	66%
		融資保証金	35	38	-3	-8%
		還付金等	416	15	401	2673%
	類 似 詐 欺		142	128	14	11%
		金融商品等	75	109	-34	-31%
		異性紹介	4	1	3	300%
		ギャンブル情報	58	18	40	222%
その他		5	0	5	-	

被害金額		H25 (1-8月) (千円)	H24 (1-8月) (千円)	増減		
				金額	増減率	
特 殊 詐 欺		2,290,963	1,489,758	801,205	54%	
	振り 込 め 詐 欺		1,178,333	562,145	616,188	110%
		オレオレ	482,479	317,888	164,591	52%
		架空請求	269,264	119,830	149,434	125%
		融資保証金	55,710	110,630	-54,920	-50%
		還付金等	370,880	13,797	357,083	2588%
	類 似 詐 欺		1,112,630	927,613	185,017	20%
		金融商品等	778,505	896,074	-117,569	-13%
		異性紹介	6,583	1,000	5,583	558%
		ギャンブル情報	290,755	30,539	260,216	852%
その他		36,787	0	36,787	-	

※大阪府警ホームページより抜粋

2 当広域連合へ報告のあった具体事例

大阪府下に居住する後期高齢者医療被保険者より、居住地の市役所への電話。

市役所の職員を名乗る者から「保険料が年金からいただきすぎになっているので、返金するという通知を送ったが、連絡がない。本日の3時が締め切りになっているので、社会保険庁のオオタ（0120-971-043）まで電話して欲しい」と電話があった。「そんな通知は見た記憶がない」と伝えたところ、「白い封筒で通知も送付した」相手から伝えられた。

市役所からの電話なら間違いはないだろうと思い、電話したところ、社会保険庁のオオタと名乗る者から「5時までに振込むので、ATMを指示通りに操作して欲しい」と言われ、操作をした。明細書が出てきたが、「操作後ゴミ箱に捨ててください」と言われて捨てた。5時になって通帳記入したところ、スズキ ヤスフミ宛に498,571円を振込んでいるようだった。金額も違うので、不審に思い国民健康保険課へ確認の電話があった。

還付金詐欺は、振り込め詐欺の一種で、社会保険事務所（現在は年金事務所）、市区町村の保険課、後期高齢者医療等、公的機関の職員を騙り、「過去〇年分の医療費を還付します。」などと言って騙し、コンビニや金融機関等のATMを操作させ、被害者が気付かないまま犯人側の口座に現金を振り込ませる手口です。「キャッシュカードと携帯電話を持ってATMへ・・・」は詐欺です。

3 広域連合・市区町村の取組について

◎広域連合

- ・「後期高齢者医療制度のしおり」等印刷物での注意喚起
- ・ホームページへの振り込め詐欺への注意喚起等の掲載
- ・大阪府福祉局国民健康保険課、大阪府内各市町村後期高齢者医療制度担当課及び各都道府県後期高齢者医療広域連合への振り込め詐欺発生状況の情報提供
- ・大阪府内各市町村への振り込め詐欺に対する注意喚起等の広報依頼
- ・金融機関への協力依頼 など

◎市区町村

- ・広報誌・ホームページへの振り込め詐欺への注意喚起等の掲載
- ・文書及びポスターの掲示、チラシ等の配布
- ・防災行政無線の活用による啓発
- ・回覧板用チラシの作成
- ・防犯メールの活用
- ・電光掲示板等による注意喚起
- ・金融機関への協力依頼 など